

専門委員の委嘱について

Ⅰ 概要

地域における多様な視点を反映させた防災対策の推進に向けて、より広く意見を取り入れるため、専門委員を委嘱します。

日高市地域防災計画の実施を推進していく上で、避難所運営マニュアルの改定に当たり、専門的な立場から調査や意見提出をしていただきます。

日高市防災会議条例

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県 of 職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び関係指定地方公共機関の職員並びに学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

2 任命案

	区分	所属
1	関係地方行政機関の職員	狭山保健所
2	埼玉県の職員	危機管理防災部 災害対策課
3	市の職員	総務部 総務課
4	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	埼玉女子短期大学
5	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	所沢人権擁護委員協議会日高部会
6	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	日高市国際交流協会
7	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	市内保育園又は幼稚園
8	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	地区学校運営協議会
9	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	埼玉県立日高特別支援学校
10	学識経験のある者及び防災に関し知識経験を有する者	公益社団法人 埼玉県獣医師会